

プール水の水質基準

検査項目	遊泳用プールの衛生基準(厚生労働省)	水泳プールに係る学校環境衛生基準 (文部科学省)
	健発第0528003号 平成19年5月28日	「学校環境衛生管理マニュアル」 (平成30年度改訂版)
一般細菌	200 CFU/1mL 以下	200 CFU/1mL 以下
大腸菌	検出されないこと	検出されないこと
過マンガン酸カリウム消費量 /有機物等	12 mg/L 以下	12 mg/L 以下
水素イオン濃度/pH値	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
濁度	2 度 以下	2 度 以下
総トリハロメタン	0.2 mg/L 以下が望ましい	0.2 mg/L 以下が望ましい
遊離残留塩素	0.4 mg/L以上であること また1.0 mg/L以下であることが望ましい 二酸化塩素により消毒を行う場合には、 二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上 0.4mg/L以下であること。また、 亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。	0.4 mg/L以上であること、 また、 1.0 mg/L以下であることが望ましい。
濁度 (循環ろ過装置の出口)	循環ろ過装置の出口における濁度は、 0.5度以下であること。 (0.1度以下であることが望ましい。)	循環ろ過装置の出口における濁度は、 0.5度以下であること。 (0.1度以下であることが望ましい。)